

九重町景観条例をここに公布する。

令和8年3月19日

九重町長 日野 康志

九重町条例第13号

九重町景観条例

(目的)

第1条 この条例は、良好な景観の形成に関する基本的な事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、魅力ある自然と生物多様性、歴史や文化を有する九重町の美しい景観の保全及び形成を図り、もって町民生活の向上及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、特に定めのある場合を除き、法で使用する用語の例による。

(町の責務)

第3条 町は、良好な景観の形成に関し、地域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 町は、道路、橋梁、河川、公園その他の公共施設の整備を行うに当たっては、良好な景観の形成のために先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

3 町は、町民及び事業者が良好な景観の形成に寄与することができるよう、景観に関する知識の普及並びに意識の高揚を図る等の必要な措置を講じなければならない。

(町民及び事業者の責務)

第4条 町民及び事業者は、景観に関する意識を高めることにより、それぞれの立場から良好な景観の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 町民及び事業者は、町が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(景観計画)

第5条 町長は、良好な景観の形成を促進するため、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「九重町景観計画」という。）を策定するものとする。

2 町長は、九重町景観計画の区域のうち、本町を代表する景観を有し、特に重点的・先導的に景観を保全し、又は形成する必要がある地域（以下「重点景観区域」という。）を指定することができる。

3 町長は、九重町景観計画を変更しようとするときは、法第9条に規定する手続を行うほか、あらかじめ、第15条に規定する九重町景観審議会（次条において同じ。）の意見

を聴かなければならない。

(九重町景観計画の提案)

第6条 法第11条第2項の条例で定める団体は、第16条第1項に規定する景観形成町民団体とする。

2 町長は、法第11条の規定による九重町景観計画の提案を受けた場合において、当該提案に基づき九重町景観計画の変更をする必要があると認めるとき、又は法第14条第1項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、九重町景観審議会の意見を聴かなければならない。

(届出行為等)

第7条 法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより町長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、規則で定める事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより町長に届け出なければならない。

3 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

(2) 木竹の伐採

(3) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積

(勧告の手續等)

第8条 町長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとする場合は、必要に応じて九重町景観審議会の意見を聴くことができる。

2 町長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

3 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者に対しその理由を通知し、意見を述べる機会を与えるものとし、必要に応じて九重町景観審議会の意見を聴くことができる。

(届出の適用除外)

第9条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 文化財保護法の許可、届出を必要とする行為

(2) 大分県屋外広告物条例に適合する屋外広告物の表示、物件の設置

(3) 農林漁業を営むために行う土地の形質の変更

(4) 農林漁業を営むために行う森林の皆伐

(5) 法第16条第1項の届出を要する行為のうち、規則で定める規模以下のもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと町長が認める行為

(特定届出対象行為)

第10条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号の届出を要する行為とする。

(変更命令等に係る手続)

第11条 町長は、法第17条第1項又は第5項の規定による命令、第16条第3項の規定による取消しその他法又はこの条例に基づく処分をしようとする場合は、必要に応じて九重町景観審議会の意見を聴くことができる。

(景観重要建造物の指定等)

第12条 町長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定するとき、又は法第27条第1項若しくは第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除するときは、あらかじめ、九重町景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要樹木の指定等)

第13条 町長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定するとき、又は法第35条第1項若しくは第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除するときは、あらかじめ、九重町景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観形成に係る支援)

第14条 町長は、景観の形成のために必要と認める時は、町民、事業者、所有者等に対し、必要な支援を行い、又は助成措置を講ずることができる。

(九重町景観審議会)

第15条 この条例の規定によりその意見を聴くこととされた事項及び良好な景観の形成に関する重要事項について調査及び審議するため、九重町景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、良好な景観の形成に関する重要事項について、町長に意見を述べることができる。

3 審議会の組織及び運営に関する事項については、規則で定める。

(景観形成町民団体の認定等)

第16条 町長は、自主的に身近な地域の良好な景観の形成に関する活動に取り組む町民等が設置した団体であつて、町が実施する景観施策を町と協働して推進し、かつ、次の各号のいずれにも該当していると認めるものを、景観形成町民団体として認定することができる。

(1) その活動が、当該区域の景観の形成に有効であると認められるもの

(2) その活動が、当該区域の多数の町民に支持されていると認められるもの

(3) その活動が、関係者の所有権その他の財産権を不当に制限しないもの

(4) 当該団体の規約が、規則で定める要件を満たしているもの

2 前項の規定による認定を受けようとする団体の代表者は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

3 町長は、第1項の規定により認定した団体が、同項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(景観協定)

第17条 法第81条第4項に規定する景観協定の認可の申請は、規則の定めるところにより行うものとする。

2 前項の規定は、法第84条第1項の規定による景観協定の変更及び法第88条第1項の規定による景観協定の廃止の申請について準用する。

3 町長は、法第11条第1項に規定する土地所有者等が景観協定を締結しようとするとき、又は景観協定を締結したときは、当該土地所有者等に対して情報提供その他必要な支援を行うものとする。

4 町長は、景観協定の認可に当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の第7条の規定により届出が必要な行為のうち、令和8年4月30日までの間に着手した行為については、同条の規定は適用しない。